

室蘭市 小規模事業者等支援給付金【交付要領】

【申請期間】 *申請手続の詳細は、1ページ以降をよくご確認ください。

●申請受付開始：令和3年10月15日（金） [交付要領等公表]

●申請締切期日：令和3年12月15日（水） [郵送：締切日当日消印有効]

【申請書類一式の郵送先、お問い合わせ先】

〒051-8530

室蘭市海岸町1-4-1 むろらん広域センタービル2階

室蘭市 緊急経済対策室

電話番号 0143-50-6640

※申請書類一式は、感染症対策の観点から、原則郵送によりご提出をお願いします。

◇問い合わせの対応時間は、8:45～17:15（平日）となります。

◇本交付要領をご覧いただき、そのうえでご不明な点があれば、お問い合わせください。

◇申請書等は、室蘭市ホームページに掲載のほか、室蘭市役所本庁舎正面玄関内（幸町）、むろらん広域センタービル2階緊急経済対策室（海岸町）、ぷらっとてついち（輪西町）、蘭東支所（東町）、中島ふれあいサロンほっとなーる（中島町）、白鳥台ショッピングセンターハック（白鳥台）、室蘭商工会議所（海岸町）にも備え付けております。（各施設の事情によりお休みしている場合があります）。

2021年10月

室蘭市

〔目次〕

I. 本制度について	1
1. 制度の目的	1
2. 給付金の交付対象者	1～2
3. 売上減少率の計算方法	2～3
4. 給付金の交付申請（申請手続）	3
5. 給付金の額	3
6. 給付金の交付決定（交付の通知）	3
7. 給付金の交付時期	3
8. 交付決定の取消し等	3
II. 留意事項（申請にあたっての注意点）	4
III. 申請時提出資料	5

I. 本制度について

1. 制度の目的

この制度は、長期化するコロナ禍の影響を受けながらも、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請に係る協力支援金の対象とならない小規模事業者等に対し、事業継続を支援するための給付金を交付するものです。

2. 給付金の交付対象者

給付金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する方です。

(1) 営業している全ての事業所等において、常時使用する従業員数が5人以下の事業者等であること。

なお、次に掲げる者は常時使用する従業員数として換算しない。

- 一 個人事業主本人、及び同居の親族従業員
- 二 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます）
- 三 申請時点で、法令や社内就業規則等に基づく、休業・休職措置が適用されている者
- 四 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - ・日々雇い入れられる者
 - ・2か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」に比べて短い者

※1「通常の従業員」について

通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とし、労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断します。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員は、「パートタイム労働者」とし、常時使用する従業員に含めません。

「パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

(2) 令和3年4月30日以前より、室蘭市内の事業所等において事業を開始しており、申請日現在、室蘭市内の事業所等を閉鎖してなく、継続して事業を行い、廃業及び解散、精算手続きを行っていない事業者等であること。

(3) 室蘭市内の事業所等に係る令和3年5月から9月の売上高のうち、任意の連続する2か月間（以下、「対象期間」という）の売上高の合計額が、前年または前々年の同期（以下、「基準期間」という）と比較して30%以上減少していること。

ただし、休業等や創業時期の事由により、前年及び前々年同期の売上高が一部、又は全部ない場合の比較売上高の計算方法は、「3. 売上減少率の計算方法の例（2）」によるものとする。

(4) 令和3年5月16日から6月20日、または8月27日から9月30日の緊急事態宣言期間における、北海道の緊急事態措置協力支援金の支給対象となる事業所等を有さない事業者等であること。

(5) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体に該当しない事業者等であること。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に

係る「接客業務受託営業」を行う事業者等に該当しないこと。

(7) 反社会的勢力に該当しない事業者等であること。

3. 売上減少率の計算方法

令和3年5月から9月の間の任意の連続する2か月間の売上高の合計が、前年または前々年の同期より、30%以上減少していることが給付要件となります。下記の計算式に従って算出した減少率が30%以上の場合、給付要件を満たします。

なお、以下の計算に使用できる売上高は、市内の事業所等に係る売上高だけです。

▷ 令和3年5～9月の間の連続する2か月間の合計売上高（対象期間）：A

▷ 前々または前々年の同期間の合計売上高（基準期間）：B

▶ $[100 - (A \div B \times 100)] = \text{減少率} (\%) \geq 30\%$
(小数点第1位以下切上げ)

売上高表の例（1）

	5月	6月	7月	8月	9月
2019年	B 100	100	100	100	100
2020年	70	70	70	70	70
2021年	A 50	50	80	80	80

例（1）の場合、対象期間を2021年5、6月とし、基準期間は2019年の同期となる。

▷ 2021年5、6月の合計売上高 = 100 = A

▷ 2019年5、6月の合計売上高 = 200 = B

▶ $100 - (A \div B \times 100) = 50\% \geq 30\%$ となり給付要件を満たす。

※なお、対象期間を2021年6、7月としても減少率35%となり要件を満たします。

売上高表の例（2）2020年9月開業

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年												
2020年									100	90	80	70
2021年	70	80	90	100	50	60	70	60	50			

例（2）の場合、対象期間を2021年8、9月とし、基準期間は2020年の同期となるが、2020年の8月は実績がないため、2020年9月から2021年4月までの平均値を8月分として使用する。

▷ 2021年8、9月の合計売上高 = 110 = A

▷ $\frac{2020年9月から2021年4月までの合計売上高}{8か月} = 85$ (=平均値)
(※平均値計算時は、小数点第1位以下切上げ)

▷ $100 (2020年9月分) + 85 (2020年8月分 (=平均値)) = 185 = B$

▶ $100 - (A \div B \times 100) = 40\% \geq 30\%$ となり給付要件を満たす

売上高表の例（3）2021年1月開業

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年												
2021年	70	80	90	100	50	50	70	60	60			

例（3）の場合、対象期間は、2021年5～9月の間で合計の売上高が一番少ない2か月間である2021年5、6月とし、基準期間に実績がないため、比較対象とする売上高は、開業月（1月）から2021年4月までの平均値を使用して算出する。

- ▷ 2021年5、6月の合計売上高 = $100 = A$
- ▷ $\frac{2021年1月から2021年4月までの合計売上高340}{4か月} = 85$ （＝平均値）
（※平均値計算時は、小数点第1位以下切上げ）
- ▷ 85 （＝平均値） \times 2か月 = $170 = B$
- ▶ $100 - (A \div B \times 100) = 41\% \geq 30\%$ となり給付要件を満たす

4. 給付金の交付申請（申請手続き）

給付金の交付を受けようとする方は、室蘭市小規模事業者等支援給付金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に挙げる書類を添付し、郵送で令和3年12月15日まで（消印有効）に提出してください。

【提出書類】

- ① 室蘭市小規模事業者等支援給付金交付申請書
- ② 基準期間の売上高が含まれる年の確定申告書の写し
- ③ ②の確定申告書に付属する関係書類の写し
- ④ 市内事業所等に係る対象期間と基準期間の売上高がわかる帳簿等の写し
- ⑤ 給付金振込先の銀行口座を確認できるもの
- ⑥ 個人事業者の場合、本人確認書類の写し

※詳細は、「Ⅲ. 申請時提出資料」をご確認ください。

5. 給付金の額

売上の減少額を問わず、1事業者あたり、一律15万円となります。

6. 給付金の交付決定（交付の通知）

給付金交付申請内容を審査のうえ、交付又は不交付を決定し、申請者に対し、結果を郵送で通知します。

7. 給付金の交付時期

給付金の交付決定通知書が送付後、10日前後を目処に交付申請書に記載された銀行口座に給付金が振り込まれます。

8. 交付決定の取消し等

虚偽の申請又はその他不正行為により給付金を受給したことが判明した場合は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付された給付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

Ⅱ. 留意事項（申請にあたっての注意点）

本制度に係る留意事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえで申請をお願いいたします。

1. 申請内容や誓約内容が虚偽であることが明らかな場合、不正受給が行われた場合には、交付決定取消や交付済み給付金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。
2. 申請者は、本交付要領、ウェブサイト等の案内に記載のない細部については、室蘭市からの指示に従うものとします。
3. 給付を受けた金銭は、現在のところ課税所得として雑収入に計上していただくこととなります。
4. 本制度に提出された個人情報、当該給付金の交付の遂行に使用する目的以外には使用しないものとします。
5. 「別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であることを誓約すること。

※ 本件は、申請書の「同意書及び誓約書」の本文において誓約いただくことを申請時の必須条件とさせていただきます。

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当方（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の交付の申請をするにあたって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

Ⅲ. 申請時提出資料

チェック	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	① 室蘭市小規模事業者等支援給付金 交付申請書	同意書欄等に記載漏れがないかご確認ください。
<input type="checkbox"/>	② 基準期間の売上高が含まれる年の 確定申告書の写し ----- [個人事業者の場合] 所得税確定申告書B「第一表」の写し ※確定申告をしていない場合は、市民税・ 道民税申告書の写し ----- [法人の場合] 法人税確定申告書「別表1」の写し	2019、2020年のうち、 <u>売上減少の比較</u> に使用した売上高が含まれる年の確定申告書を提出してください。 なお、確定申告書には <u>税務署受付印があるもの</u> を提出していただく必要があります。 <u>電子申告をされた方は</u> 、申告書欄外に電子申告の受付番号が記載されていること、または「メール詳細(受信通知)」の写しを提出していただくことで代用可能です。 もし、上記の何れもない場合は、税務署で発行できる「納税証明書(その2:所得金額の証明書)」の写しを追加で提出してください。 ※決算期を一度も迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し、または法人の場合は、法人設立届出書(または履歴事項全部証明書)の写しを提出してください。
<input type="checkbox"/>	③ ②の確定申告書に付属する関係書類 の写し ----- [個人事業者の場合] 収支内訳書(一般用)、または所得税青色申告決算書(一般用)の写し ----- [法人の場合] 法人事業概況説明書(一面、二面)の写し	税務署受付印の有無は問いません。
<input type="checkbox"/>	④ 市内事業所等に係る対象期間と基準 期間の売上高がわかる帳簿等の写し ----- [対象期間] 令和3年5～9月の間で売上減少の比較 対象とした連続する2か月間 ----- [基準期間] 対象期間の前年または前々年の同期間	帳面、売上台帳、決算書、試算表など、様式は自由です。売上高の税込み、税抜きは問いませんが、どちらかに統一してください。 また、 <u>室蘭市内の事業所のみを営業している事業者であれば</u> 、所得税青色申告決算書または法人事業概況説明書で代用可能です。 <u>※創業日等の事由により、令和3年5～9月の間に連続する2か月間の売上がない場合は、開業月から令和3年4月分までの売上高がわかる帳簿等の写しを提出してください。</u>
<input type="checkbox"/>	⑤ 給付金振込先の銀行口座を確認できるもの	金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)が記載されている、通帳、キャッシュカード等の写し。
<input type="checkbox"/>	⑥ 個人事業者の場合、本人確認書類の写し	運転免許証、マイナンバーカード、保険証、住民票など。

※この他、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合もございます(NPO法人等)。